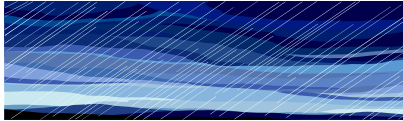


農地・農業用施設等の 災害復旧事業とは？

- 1 災害復旧事業の対象となる災害
- 2 災害復旧事業の対象
- 3 災害復旧事業の事業メニュー
- 4 災害復旧事業の概要
- 5 災害復旧事業の要件
- 6 災害復旧事業の補助率
- 7 災害復旧事業の流れ
- 8 査定前着工制度
- 9 改良復旧の取組
- 10 小規模災害への対応
- 11 一般単独災害復旧事業
- 12 MAFF-SATの派遣

1 災害復旧事業の対象となる災害

暫定法※1及び負担法※2による災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」により生じた災害。



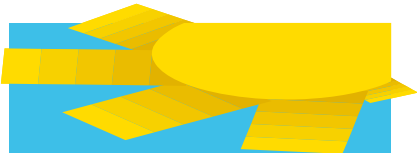
降雨： 最大24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上



洪水： 警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上



暴風： 最大風速(10分間平均の最大値)15m/s以上



干害： 連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上



火山噴火の降灰： 粒径1mm以下にあつては2cm以上、
粒径0.25mm以下にあつては5cm以上



高潮・津波： 異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大
(消波ブロック1個の高さの1/2以上が沈下した場合)

その他

融雪、地すべり、地震、落雷、その他の異状な天然現象

※1. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

※2. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

2 災害復旧事業の対象

(1) 農地

耕作の目的に供される土地 例： 水田、畑地、果樹園、茶畑等



(2) 農業用施設

農地の利用又は保全上必要な公共的施設
(受益戸数2戸以上の施設であることが必要)

例：ため池、農道、頭首工、水路等



(3) 海岸保全施設

農地の保全に必要な海岸又はこれに接地する堤防、護岸、突堤等



(4) 地すべり防止施設

地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等



(5) 農村生活環境施設

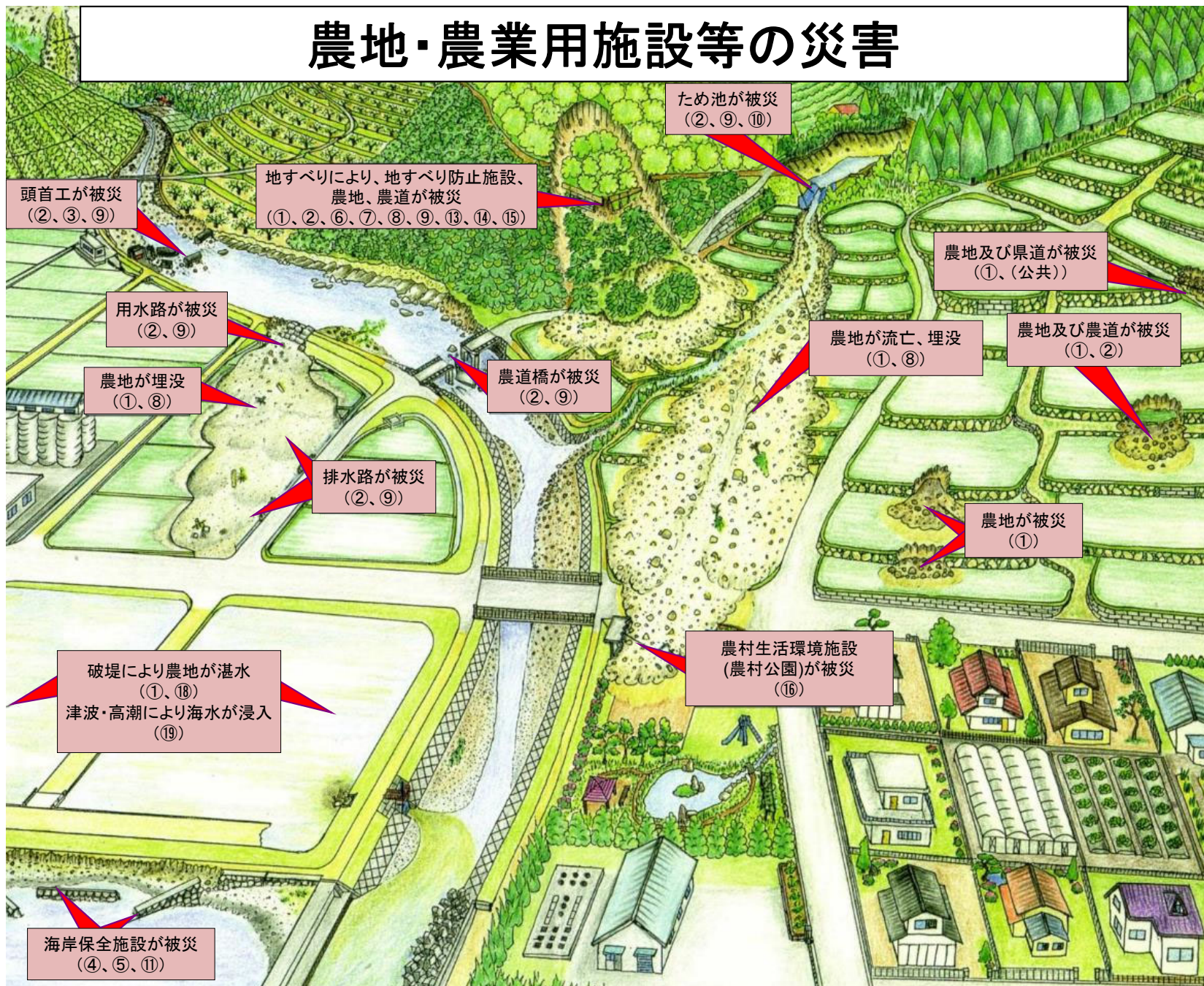
農村地域の生活環境を改善する目的で利用される施設

例： 集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設等



3 災害復旧事業の事業メニュー

農地・農業用施設等の災害



- ①農地災害復旧事業
- ②農業用施設災害復旧事業
- ③直轄・代行災害復旧事業
- ④海岸保全施設災害復旧事業
- ⑤直轄海岸保全施設災害復旧事業
- ⑥地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑦直轄地すべり防止災害復旧事業
- ⑧農地災害関連区画整備事業
- ⑨農業用施設災害関連事業
- ⑩ため池災害関連特別対策事業
- ⑪海岸保全施設災害関連事業
- ⑫災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
- ⑬地すべり防止施設災害関連事業
- ⑭災害関連緊急地すべり対策事業
- ⑮直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- ⑯災害関連農村生活環境施設復旧事業
- ⑰特殊地下壕対策事業
- ⑱湛水排除事業
- ⑲除塩事業

災害復旧の事業メニューは、災害復旧事業（本災）と、災害復旧事業と併せて再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強等を行う災害関連事業（関連）に大別される。

災害復旧事業（本災）

番号	事業名	事業内容
①	農地災害復旧事業	農地の災害復旧
②	農業用施設災害復旧事業	農業用施設の災害復旧
③	直轄・代行災害復旧事業	直轄・代行土地改良事業に係る農地・農業用施設の災害復旧
④	海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧
⑤	直轄海岸保全施設災害復旧事業	国が施行する海岸保全施設に係る海岸保全施設の災害復旧
⑥	地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり防止区域内の地すべり防止施設の災害復旧
⑦	直轄地すべり防止災害復旧事業	国が施行する地すべり防止区域に係る地すべり防止施設の災害復旧

■ 農地・農業用施設関係

※番号は、P.6の図の数字に対応しています。

災害関連事業(関連)

番号	事業名	事業内容
⑧	農地災害関連区画整備事業	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理
⑨	農業用施設災害関連事業	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強
⑩	ため池災害関連特別対策事業	激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合に、被災ため池と一連の地域又は上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備
⑪	海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設整備
⑫	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に実施する流木等の処理
⑬	地すべり防止施設災害関連事業	地すべり防止施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設の整備

 農地・農業用施設関係

※番号は、P.6の図の数字に対応しています。

番号	事業名	事業内容
⑭	災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止区域内において緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事
⑮	直轄地すべり対策災害関連緊急事業	直轄工事の施行区域又は当該年度内の施行が確実な区域において当該年度内に緊急に行う必要があると認められる地すべり防止工事
⑯	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施したものに限る。）の災害復旧
⑰	特殊地下壕対策事業	農地等の災害復旧事業に伴う場合又は農地等に対する危険度が増し放置しがたい場合に、特殊地下壕の埋戻し、防災処理等を実施
⑱	湛水排除事業	激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除
⑲	除塩事業	津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去

(参考) 農地・農業用施設災害復旧制度の沿革

- ・ 農地・農業用施設に対する災害復旧事業の補助は、関東大震災を契機として、大正12年に耕地整理法等の助成制度の準用により始まり、その後、室戸台風を契機として昭和9年に災害復旧補助制度が確立。
- ・ 戦後、農地復旧は公共性が低いとのシャープ勧告により、補助制度が打ち切られたが、これに対し、被災農家の反対運動が全国的に拡大した結果、昭和25年に暫定法が制定され、補助制度が復活。
- ・ 昭和37年には、激甚災害の円滑な復旧のため、激甚法が制定され、現行の補助制度が確立。

年 代	農地・農業用施設に対する補助制度等	契機となった災害	関連法律
大正12年	耕地整理法等の助成制度の準用	関東大震災	
昭和 9年	災害復旧補助制度(予算補助)の確立(補助要綱)	室戸台風	
昭和24年	シャープ勧告により農地復旧等への補助制度の打ち切り  農家の反対運動		土地改良法の制定
昭和25年	暫定法の制定 (法律に基づく災害復旧事業の確立)		
昭和26年			負担法の制定
昭和31年 昭和33年			海岸法の制定 地すべり等防止法の制定
昭和36年		伊勢湾台風・ チリ地震津波	災害対策基本法の制定
昭和37年	激甚法の制定 (現行の補助制度が確立)		

国庫補助制度の目的等

暫定法 第1条

この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて**農林水産業の維持を図り**、あわせてその**経営の安定に寄与**することを目的とする。

負担法 第1条

この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、**地方公共団体の財政力に適応**するように国の負担を定めて、**災害の速やかな復旧を図り**、もつて**公共の福祉を確保**することを目的とする。

激甚法 第2条

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による**地方財政の負担を緩和**し、又は**被災者に対する特別の助成**を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を**激甚災害として政令で指定**するものとする。

4 災害復旧事業の概要

- ・災害復旧事業は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としている。

事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の災害復旧

事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

補助率

国費率、補助率：50/100、65/100

※農家一戸当たりの事業費によって、補助率の嵩上げ制度あり

	基本の補助率	災害復旧事業補助率増高	激甚災害指定補助率増高
農地	50%	約86%	約97%
農業用施設	65%	約95%	約99%

※ 過去5か年平均

事業イメージ

●農地の復旧例



●ため池の復旧例



●水路の復旧例



5 災害復旧事業の要件

異常な天然現象によって災害を被った農地・農業用施設のうち、1か所の復旧工事費が40万円以上のものが対象。

対象となる条件

- ① 1か所の工事が40万円以上のもの
- ② 1か所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの
- ③ 被災した施設をその被災施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事
- 又は、従前の効用や機能を回復する工事

対象とならないもの

- ① 1か所の工事費が40万円未満
- ② 過年災害によるもの
- ③ 経済効果が小さいもの
- ④ 対象外施設及び他の事業と重複するもの
- ⑤ 設計不備、施工粗漏維持管理不良に起因するもの
- ⑥ 他事業で施工中のもの等



従前の土羽による畦畔の復旧



土水路をU字フリームで復旧



地すべりにより原形復旧不適当なため区画を変更して復旧



木橋をPC橋で復旧



6 災害復旧事業の補助率

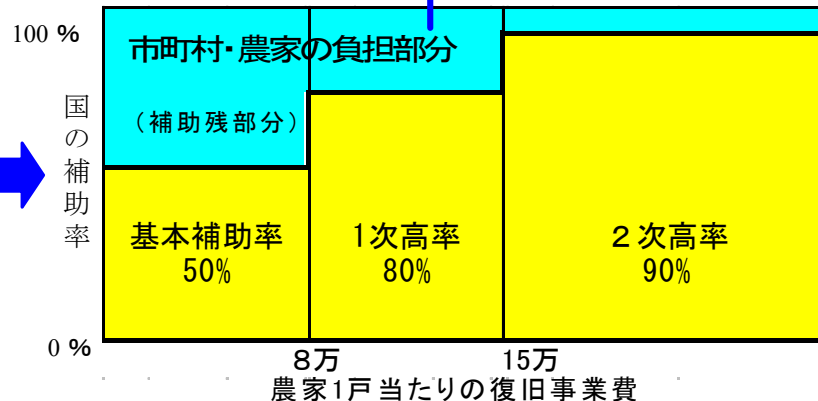
- ・災害復旧事業の基本補助率は、農地50%、農業用施設65%。
- ・農家負担軽減のため、農家1戸当たり復旧事業費に応じて高率補助を適用(市町村ごとに補助率を決定)。
- ・激甚災害に指定された場合は、農家1戸当たり負担額に応じて補助を嵩上げ。

通常災害時の補助率

○農地の場合の国庫補助率



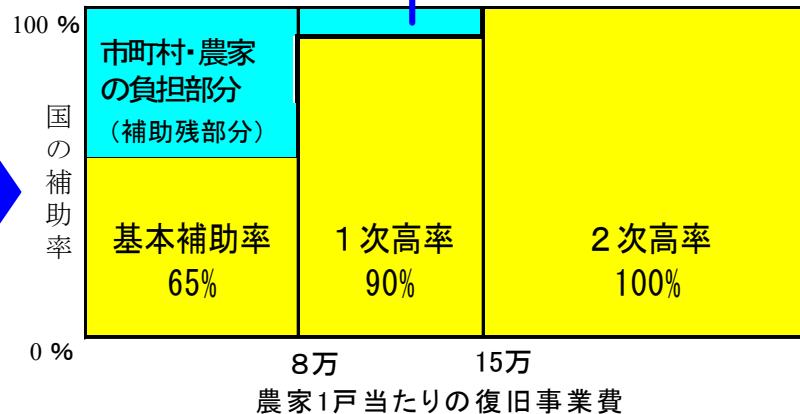
(農地の被災)



○農業用施設の場合の国庫補助率



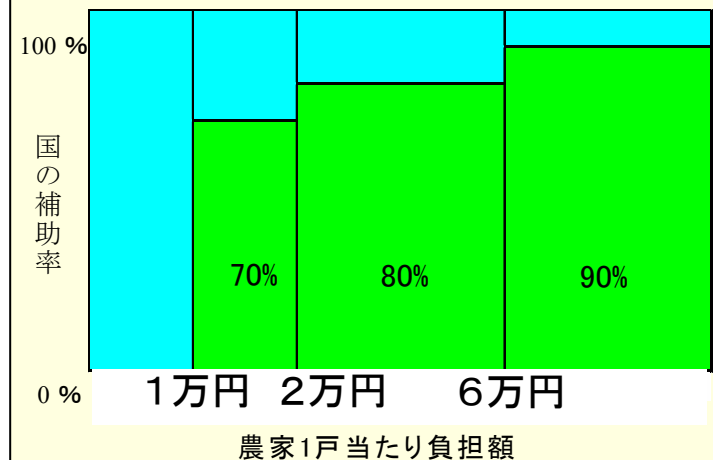
(用水路の被災)



激甚災害時の補助の嵩上げ

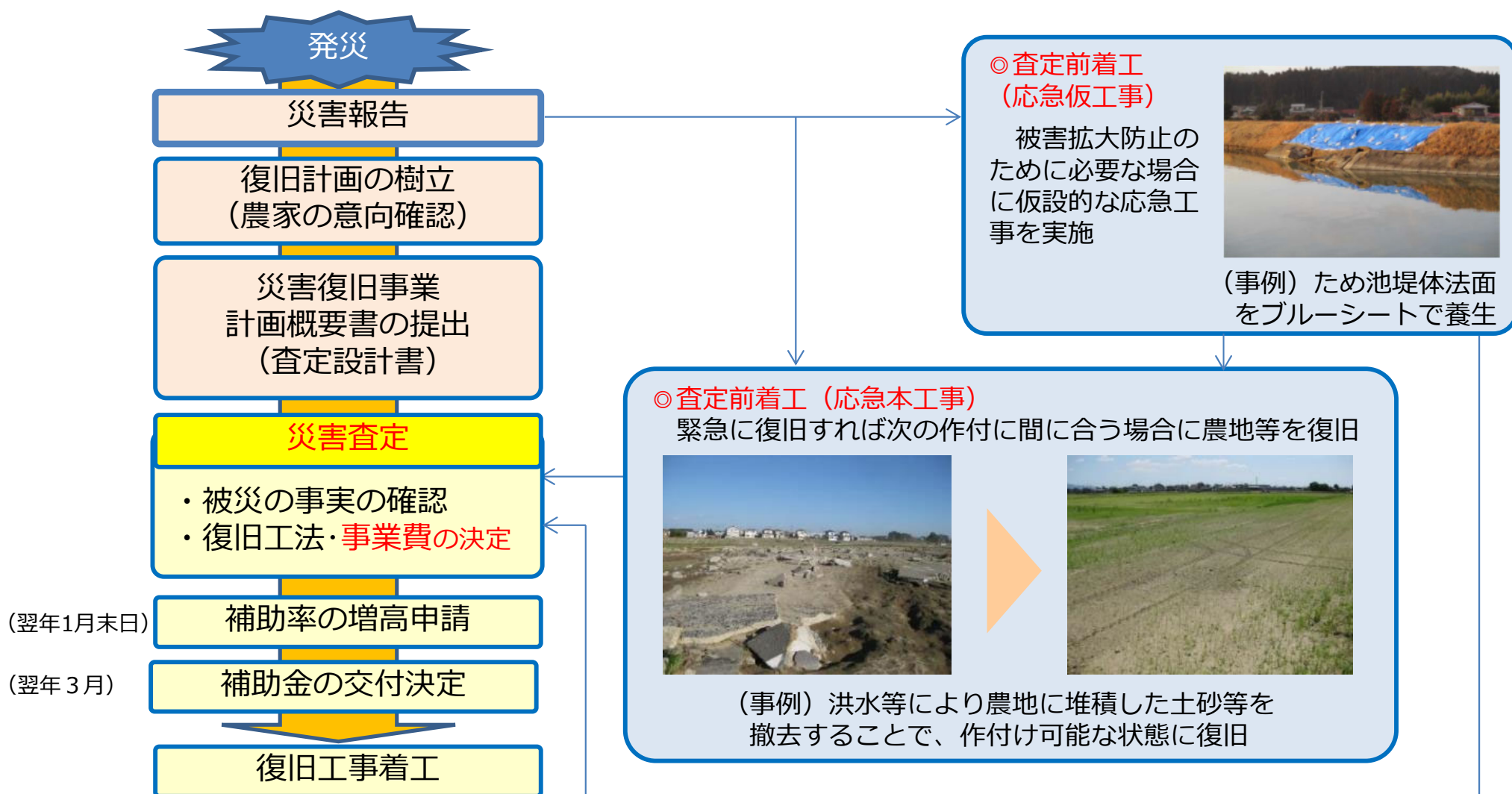
市町村・農家負担の部分に対して補助を追加実施

※農家1戸当たり負担額2万円以上の市町村を対象



7 災害復旧事業の流れ

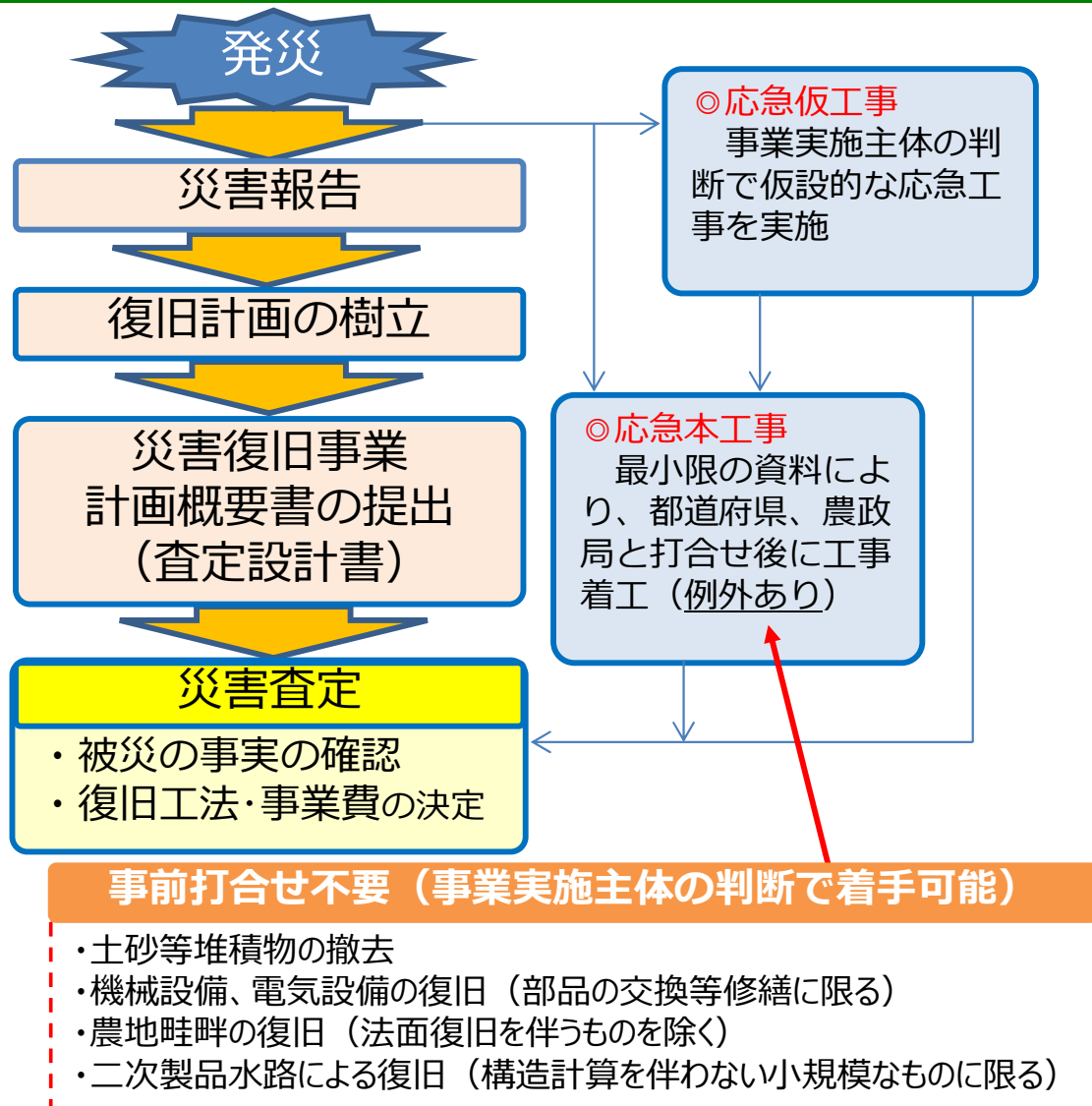
- ・ 災害復旧事業では、災害査定により復旧事業費を決定し、補助金を交付。
- ・ 被害拡大防止のために必要な場合や、緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合には、災害査定の前に復旧工事に着手することが可能。（査定前着工制度）



復旧工事は、災害年も含め原則3か年度以内に完成

8 査定前着工制度

- ・ 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能。
- ・ 査定前着工には応急仮工事と応急本工事があり、応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事である。応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となるが、土砂の撤去等については、事業実施主体の判断で復旧工事に着手可能。



◎ 応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保



仮設ポンプを設置し、用水を確保

◎ 応急本工事の事例



農道や農地に堆積した土砂等の撤去



浸水した揚水機場の制御盤の部品を交換することによりポンプ機能を回復

※不明な点等がある場合には、都道府県、地方農政局等へ相談してください。

9 改良復旧の取組

被災した農地・農業用施設が同様の災害で再度被災しないよう、災害復旧事業や災害関連事業等により農地法面をブロック積みで復旧したり、土水路をコンクリート水路で復旧する等の取組を実施。

災害復旧事業(事例)

被災状況(農地)



改修内容(農地)



被災状況(水路)



改修内容(水路)



被災状況(揚水機場)



改修内容(揚水機場)



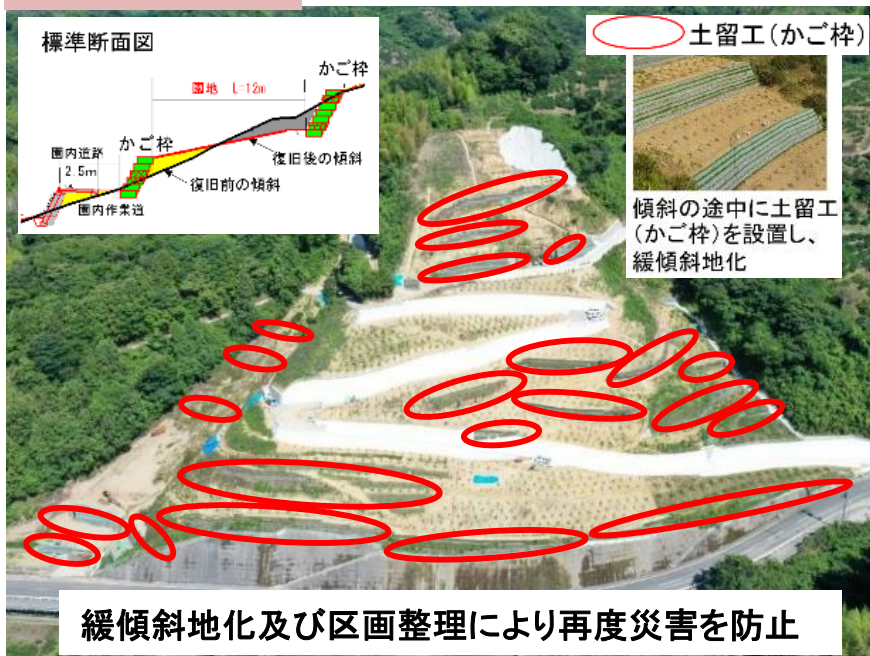
災害復旧事業＋災害関連事業(事例)

被災状況(農地)

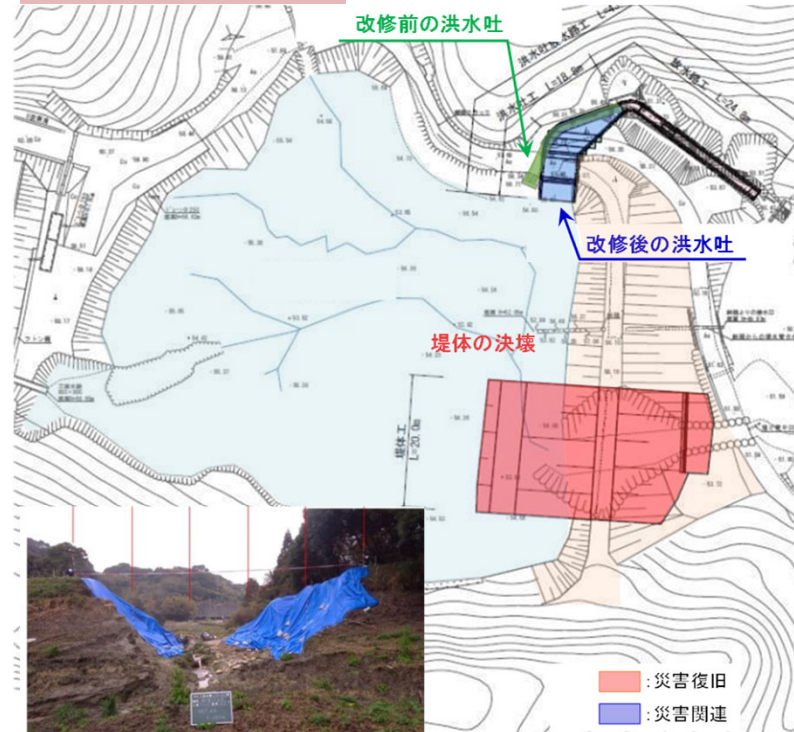
- 被災箇所
(災害復旧事業で実施)
- 未被災箇所
(災害関連事業で実施)



改修内容(農地)

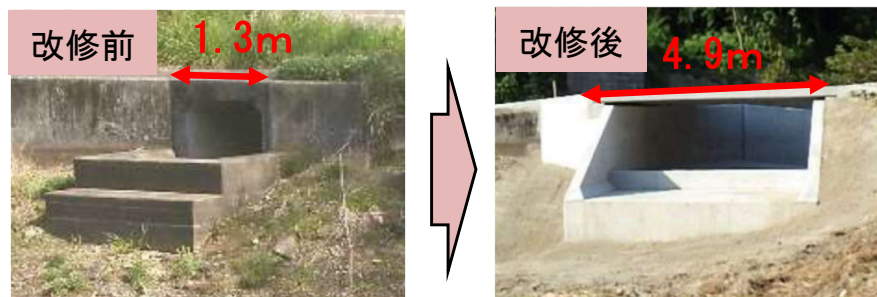


被災状況(ため池)



ため池洪水吐きの流下能力不足により、
ため池堤体を越流し、堤体が浸食を受け決壊

改修内容(ため池)

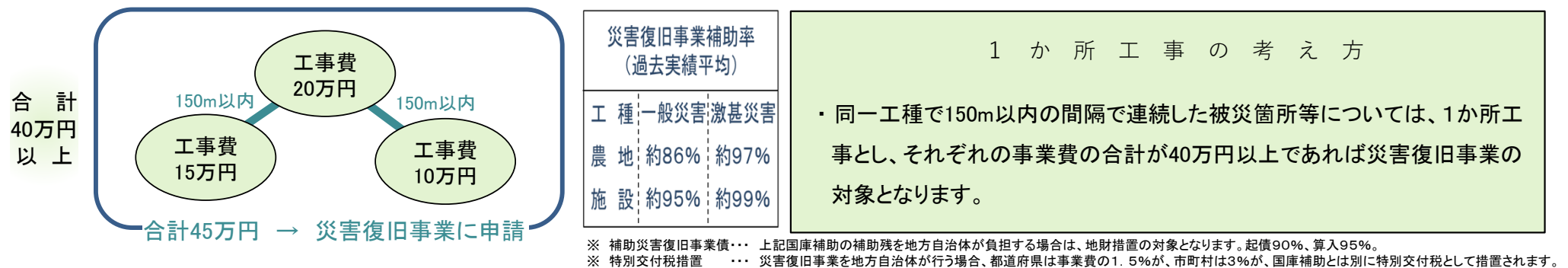


堤体の復旧と併せて未被災の洪水吐きの断面を拡大

10 小規模災害への対応

事業費40万円未満の小規模な箇所であっても、下記の条件に当てはまるものは、国からの支援を受けることが可能。

- 複数の小規模被災をまとめて1か所とし、国庫補助の災害復旧事業で対応



- 市町村等の単独事業で対応

農地等小災害復旧事業債…激甚災害のみ活用可能

40万円
未 満

起 債	農 地	50% (74%) ※1
	農業用施設	65% (80%) ※1

← 工事費13万円以上40万円未満 →

単独災害復旧事業債…全ての災害に活用可能

13万円
以 上

起 債	農業用施設：65% ※2
------------	--------------

← 工事費40万円未満 →

単独災害復旧事業債は、40万円以上の箇所に対しても活用できますが、その場合は災害復旧事業の活用をご検討ください。

- 自力復旧や共同活動等で対応



被害状況



地域の共同活動による復旧

13万円
未 満

農地等小災害復旧事業債

- ・ 事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害に係る被災の復旧を市町村等が負担する場合に、その費用の一部を起債できます。

※1 ()の起債率は、激甚災害に係る災害復旧事業の地元負担額が、農家1戸当たり2万円以上の市町村が対象です。

※1 起債の全額が普通交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入されます。

※1 市町村が事業主体となる場合のほか、農業者や農業者団体が事業主体となって行う農地等小災害復旧事業について、市町村が一部助成する場合も対象です。

多面的機能支払交付金

- ・ 多面的機能支払交付金の活動組織については、地域共同で復旧活動に取り組むことが可能です。
- ・ 甚大な被災地域では、事業計画に定めた活動の実施が困難な場合、特例措置により、被災した農業用施設等の復旧に集中的に取り組むことが可能です。

単独災害復旧事業債

- ・ 事業費40万円未満の被災の復旧を市町村等が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債できます。

※2 起債額のうち、47.5%～85.5%が普通交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入されます。(算入率は市町村ごとに異なります)

※2 農地復旧は、激甚災害で工事費が40万円以上の場合に対象となります。

11 一般単独災害復旧事業

- 地方公共団体が施行する災害復旧事業は、以下の場合、一般単独災害復旧事業の対象となります。
 - ・ 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
 - ・ 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業
 - ・ 被害が確認できなかった場合等により補助災害復旧事業の申請がなされなかった事業 等
- なお、農地は、激甚災害に係る一箇所の工事費が40万円以上に限ります。

一般単独災害復旧事業

農業用施設
農地

起 債（65%）

（注）交付税措置率：47.5%～85.5%（財政力により異なる）

- なお、激甚災害に係る農地の復旧限度額を超える部分（国庫補助対象外）を地方公共団体が負担する場合は、一般単独災害復旧事業の対象となります。

災害復旧事業の国庫補助対象

一般単独災害復旧事業の対象

農地

国費

補助残

国庫補助対象外
（地方公共団体が負担する場合で、40万円以上）

激甚災害に係る農地の復旧に必要な経費

12 MAFF-SATの派遣

・MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)として、被災自治体に対し、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援をプッシュ型で職員派遣を実施。

○被災自治体への支援

①初期情報収集



復旧作業の手続きやポイントを説明



現地調査によるアドバイス等

②緊急概査



被害把握調査の支援

③技術支援



復旧工法の技術指導

○災害応急用ポンプ等の貸出

・各地方農政局が保有管理している、災害応急用ポンプ、排水ポンプ車等の貸出



災害応急用ポンプ



排水ポンプ車

○MAFF-SAT※派遣人数の推移 ※令和元年より呼び方が水士里災害派遣隊から変更

